延長保育事業費補助対象要件一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 実施場所 | 家庭的保育事業等を実施している事業所 |
| 対象児童 | 子ども・子育て支援法第19条第１項第２号又は３号の認定を受け，家庭的保育事業等を利用する児童 |
| 実施要件 | １　短時間延長保育  ア　１時間延長  11時間の開所時間内で，各事業所が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて1時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の１日あたり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が1人以上いること  イ　２時間延長  11時間の開所時間内で，各事業所が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて2時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること  ウ　３時間延長  11時間の開所時間内で，各事業所が設定した短時間認定児の保育を行う時間を超えて3時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること  エ　標準開所時間を超えた延長  標準時間認定と同様の取扱いとし，各時間帯における平均対象児童数の算定については，標準時間認定児と合算して算出すること  ２　標準時間延長保育（事業所内保育事業（定員20人以上））  ア　１時間延長  11時間の開所時間を超えて１時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の１日当たり平均対象児童数が６人以上いること  イ　２時間延長  11時間の開所時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の平均対象児童数が３人以上いること  ウ　３時間以上の延長  イと同様，１時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており，当該延長時間内の平均対象児童数が３人以上いること  エ　30分延長  上記ア～ウに該当しないもので，11時間の開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており，当該延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること  ３　標準時間延長保育（小規模保育事業，事業所内保育事業（定員19人以下）及び家庭的保育事業並びに事業所内保育事業（定員20人以上）において，夜10時以降に行う延長保育）  ア　１時間延長  11時間の開所時間を超えて１時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の１日当たり平均対象児童数が２人以上いること  イ　２時間延長  11時間の開所時間を超えて２時間以上の延長保育を実施しており，延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること  ウ　３時間以上の延長  イと同様，１時間毎に区分した延長時間以上の延長保育を実施しており，当該延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること  エ　30分延長  上記ア～ウに該当しないもので，開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施しており，当該延長時間内の平均対象児童数が１人以上いること |
| 留意事項 | 対象児童に対し，適宜，間食又は給食等を提供すること |

※各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間又は開所時間の前及び後ろで延長保育を実施する場合は，前後の延長保育時間及び平均対象児童数を合算することはせず，前後それぞれで延長時間を定めること。ただし，「１　短時間延長保育」において，各事業所が設定した短時間認定児の処遇を行う時間上，前後それぞれで算出される延長時間に端数を生じる場合は，平均対象児童数が１人以上いる時間を前後合算して算出する。

※各エを除き，複数の延長時間区分に該当する場合は，最も長い延長時間の区分を適用する。

※平均対象児童数は，年間の上記の延長時間区分における各週ごとの最も多い利用児童数をもって平均し，小数点以下第一位を四捨五入して得た数とする。